

≪ 貸付対象者【早見表】 ≫

介護職員等を離職し、以下の全てを満たす者が対象です。

即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する

- ①介護福祉士
- ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した
- ③介護職員初任者研修を修了した（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）

上記に掲げる者として、介護サービス事業所・施設等で介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職した者
【雇用期間：通算365日以上 かつ
介護等の業務に従事した期間（日数）：180日以上】

1年以上の実務経験の証明が必要
【様式道社協①号】

プラス

介護職員等として再就職する前日までに予め北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出制度又は求職登録をしている

プラス

北海道内の介護サービス事業所・施設等に介護職員等として再就職が決定（内定）した者
※週20時間以上勤務
※直近の介護職員等の離職理由により次のとおり取扱いが異なります

離職理由が自己都合ではない（事業所廃業によるなど）

申請できます

申請できません

離職理由が自己都合

転居を伴う

転居を伴わない

離職から再就職する日までの経過期間で取扱いが異なります

90日以上

90日未満

プラス

連帯保証人が必要

- ①独立の生計を営む成年者
- ②貸付希望者が未成年である場合は法定代理人

※生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。